

地方税財政面における自治分権の考え方

資料2

地方分権改革推進事務局作成

<p>総論</p>	<p>シャープ使節団日本税制報告書(S24. 8. 27)</p> <p>※ 地方団体の財政力を強化し、これとともに、富裕地方と貧困地方間の財政力を更に均等化することなくしては、地方自治の完成を望むことはきわめて困難である。 (第二章国家財政と地方財政との関係)</p> <p>※ 地方自治機関のための税制を作るにあたり、若干の基本的原則を考慮しなければならない。 1 税制は簡単でなければならない。租税の数は最低に抑え、賦課する租税は納税者が容易に理解できるような種類のものでなければならない。 2 各地方税は有効な地方行政を可能ならしめるものでなければならない。課税標準は特定の地域に明白に帰しうるので、高度の行政技術上の問題を包含してはならない。 3 税務行政の能率を甚しく低下することなく、また劣等な種類の租税を用いることなくして実施できる限り、国と都道府県と市町村の間には税源の分離があるべきである。かかる分離によって、国民は、自己に課された税額に対し、またそれらの租税の施行の仕方に対して政治的責任を定めることができるであろう。 4 地方行政単位は、地方選挙民の必要と要求に応じて税率を上下する権限をもたねばならない。 日本の現行地方税制度はこれらの原則に従って改革しなければならない。 (付録 A地方団体の財政C 日本はよりよき地方団体を出現せしめることができるかE地方税制度)</p>
<p>地方税</p>	<p>※ 地方税総額を千五百億円から千九百億円に増税すること。地方団体は自らの税収入を増加しなければ任意的寄付金に基だしく依存するかまたは中央政府に余りにも依存する結果となるであろう。特に地方財政収支が四千二百五十億円に増大した場合にはますますそうである。 我々は、この四百億円の増税は専ら市町村税の増税であるべきことを勧告する。地方自治の発達上、強化を必要とするのは都道府県よりむしろ市町村であるからである。</p> <p>※ 三大地方税、すなわち、地租、家屋税(不動産および減価償却をなし得る資産に対する課税または単に「不動産税」と呼ばれるべきもの)、住民税及び事業税を大幅に修正すること。住民税及び事業税を大幅に修正すること。住民税収入は現在の二倍以上にすることおよび地租、家屋税収入は三倍以上にすること。 (第二章国家財政と地方財政との関係)</p> <p>※ 特定の地方税の正確な税率は中央政府が決定すべきものではない。各地方は、住民の加える圧力があるから、またその地域内から企業と富とを追い出さくれないと思うが故に、他地方の租税とは並外れた租税を起すことを差控えるであろう。 (付録 A地方団体の財政C 日本はよりよき地方団体を出現せしめることができるかE地方税制度)</p>
<p>国庫補助負担金等</p>	<p>※ 経費は全額政府負担であって、施策は地方団体によるところの、全額補助金はこれを廃止すべきである。</p> <p>※ 一部補助金の総額はこれを削減するべきである。(中略)補助金のうちのあるもの、政府負担金と呼ばれるものは、ある種の施策は、一部は国家的利益をもち、一部は地方的利益をもつものであるという理由に基づくものである。(中略)われわれはかかる行政活動に対する国家の援助は、後に述べる平衡交付金によって与えられるべきものと信じる。その他の一部補助金は奨励金の性質を帯びており、地方団体に新分野の施策を開拓させるかまたは平常の活動を改善することを奨励しようとするものである。この種の一部補助金は存続させるべきである。但し、一般平衡交付金も一部分この目的に役立つものである。 (第二章国家財政と地方財政との関係)</p> <p>※ (1) 国と地方の責任を混乱させる傾があり、 (2) 不必要にも地方当局を中央政府の細かい統制下におき、また (3) 補助金額の決定に際して国の官吏と地方吏員との間につまらない摩擦を生ぜしめるが故に好ましくない。 存置される全額補助金については、中央政府は、地方の直接費のみならず地方経常の正当な負担分をも償うに足るだけの支給をなさなければならない。 (自治体の財政C 日本はよりよき地方団体を出現せしめることができるかG補助金)</p>
<p>地方交付税</p>	<p>※ 「配布税」は一層大局的、全般的目的をもつ平衡交付金に改めるべきである。(中略)平衡交付金は各地方毎に計算すべきものである。それは当該地方における一定標準税率による地方税予想収入額と地方行政に必要な最低経費との差額を埋め合わせるべきものである。 (第二章国家財政と地方財政との関係)</p> <p>※ 平衡制度は地方自治を害すると論ぜられることがある。もちろん国庫が地方団体に金銭支給をすることは地方当局を非独立的にし、これを制限と統制下におくことになるのは事実である。しかし、平衡交付金は地方団体に対する国家の細細した統制を最少限度のものにするような交付金である。 特に、平衡交付金は特定の目的をもった特定補助金よりも細細した統制を少くするものである。 交付金を受ける資格を得るために、地方当局は少くとも標準必要額に相当する額(交付金を含めて)を適当な能率をもって費消し、最低限度の地方行政をしなければならない。 また、少くとも標準租税を標準税率で課税して得られるだけの歳入額をあげて、地方費用の公正な負担分を引受けなければならない。 これら二つの制限以外には、地方当局はいかなる種類の地方行政作用をどれだけするか、どんな租税をどの程度課税するかを全く自由に決定できる。(中略)平衡交付金に関する国の統制を最低限度にするように強く勧告するものである。過度の制限の方でよりも過度の自由の方で誤る方がずっとましであろう。 (付録 A地方団体の財政C 日本はよりよき地方団体を出現せしめることができるかG平衡交付金)</p>
<p>地方債</p>	<p>※ すべての地方債の制限方法は改められるべきである。最も適切な制限方法は、負債元本よりも負債利子に基準をとって制限することである。 そうすると地方団体は利子支払年額(これに発行差額の年賦額を加える)が過去3カ年の平均実行予算の一定比率、おそらく10ないし15%を越えない限り起債を許されることとなる。</p> <p>※ 地方債は大蔵省預金部に対するよりも国民大衆に対して直接売り出すことに努めるべきである。 そして現行利子よりも低利で起債できるようにすべきである。 (第二章国家財政と地方財政との関係)</p>

ヨーロッパ地方自治憲章(S60.6.27採択)	
総論	<p>※ 地方自治体は、国の経済政策の範囲内において、十分な自主財源を付与され、その権限の範囲内において、その収入を自由に用いることができる。</p> <p>※ 地方自治体の財源は、憲法および法律により付与された権限に必ずするものとする。 (第9条)</p>
地方税	<p>※ 地方自治体の財源の少なくとも一部は、法律の範囲内において、地方自治体が率を決定する権限を有する税 ないし料金から得るものとする (第9条)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 地方自治体に対する補助金は、可能な限り、特定の事業に用途を限定してはならない。補助金の交付は、地方自治体 がその権限の範囲内で政策決定権を行使する基本的な自由を奪ってはならない。 (第9条)</p>
地方交付税	<p>※ 財政的に弱い地方自治体の保護は、潜在的財源の不均一な分布およびこれら地方自治体が担わなければならない財政負担の影響を是正するよう工夫された、制度的な財政均衡化の手続きあるいはこれと同等の手法を必要とする。これらの手続きないし手法は、地方自治体 がその権限の範囲内において行使しうる決定権を制約してはならない。</p> <p>※ 地方自治体は、再配分される財源の割り当て方式に関して、適切な方法で意見を述べる機会を有する。 (第9条)</p>
地方債	<p>※ 資本投資のための借款を目的として、地方自治体は、法律の範囲内において、国の資本市場に参入することができる。 (第9条)</p>

臨時行政改革推進審議会(第三次行革審)最終答申(H5.10.27)	
総論	<p>※ 地方自治体が自らの責任で決定・処理すべき施策・事業の範囲が拡大するとすれば、財政制度もそれに伴って改革されなければならない。</p> <p>その基本となるのは、地方自治体が自律的・主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財源の充実強化を図っていくことである。</p> <p>税源に地域間格差がある限り、国から地方への財政移転によってこれを是正する必要があるが、その場合にも、地方交付税など一般財源によることを基本とすべきである。</p> <p>(IV地方分権の推進4地方自治体の財政基盤の強化)</p>
地方税	<p>※ 国と地方の新たな役割分担に見合うよう、国民負担率の上昇を抑制していく中で、地方税財源の充実強化を図る。</p> <p>(IV地方分権の推進4地方自治体の財政基盤の強化)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 補助金等は、国と地方の役割分担の見直しに応じ、国の負担を義務づけた法律の見直しや補助事業そのものの要否の点検を行うことによって逐次削減ないし一般財源化を図るほか、補助基準の緩和・弾力化、統合・メニュー化を進める。</p> <p>(IV地方分権の推進4地方自治体の財政基盤の強化)</p>
地方交付税	<p>※ 地方交付税は、基準財政需要額の算定方式を簡素化しつつ、合理的配分に努めるほか、より税源の小さい地域の自治体に対する財源保障を充実する。</p> <p>(IV地方分権の推進4地方自治体の財政基盤の強化)</p>
地方債	<p>※ 地方債の許可制度を弾力化・簡素化し、その運用に当たり個々の地方自治体の起債に係る国の関与を最小限度のものとするともに、地方債市場の整備育成を図る。</p> <p>(IV地方分権の推進4地方自治体の財政基盤の強化)</p>

	地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)(H6.9.26)
総論	※ 地方公共団体の手により立案・調整された施策の遂行が保障され、地方公共団体が責任を持って実施できるという「自立的な地方行財政システム」の確立が求められている (前文)
地方税	※ 国は、第2に掲げる地方公共団体と国との事務配分の見直しに伴い、地方公共団体の事務配分に応じた地方税源が安定的に確保できるよう、また、現行の地方公共団体における歳出総額と地方税収入総額との乖離を極力縮小するよう、地方税及び国税のあり方を抜本的に見直さなければならない。 ※ 国は、地方公共団体の課税自主権を尊重し、地方公共団体が新たに税目を起こして普通税を課税しようとする場合には、当該地方公共団体の措置について関与してはならない。なお、目的税についても普通税と同様に、課税自主権についての規定を地方税法(昭和25年法律第226号)において新たに設けるものとする。 (第3財政自主権の確立及び地方分権の推進に伴う財源の保障)
国庫補助負担金等	※ 地方分権に関する諸改革にあわせて、国庫補助負担制度のあり方(補助条件、決定手続き等の簡素合理化を含む。)を抜本的に見直さなければならない。 この場合、国庫補助負担金は、公共事業、教育、福祉等の事業に係る負担金やこのような負担金に類する性格の強い補助金に限定し、奨励的補助金及び少額補助金は、廃止するものとする。特に、市町村に対する負担金については、生活保護、国民健康保険、義務教育等に関するものをのぞき、原則として廃止するものとする。 この場合において、国は、廃止した相当額を地方一般財源として措置しなければならない。 (第3財政自主権の確立及び地方分権の推進に伴う財源の保障)
地方交付税	※ 国は、第2に掲げる地方公共団体と国との事務配分の見直しに伴い、交付税率を含め現行地方交付税制度について、抜本的に見直さなければならない。なお、地方交付税は、国の一般会計を通すことなく交付税特別会計に直接繰り入れるものとする。 (第3財政自主権の確立及び地方分権の推進に伴う財源の保障)
地方債	

地方分権の推進に関する大綱方針(H6.12.25閣議決定)	
総論	※ 地方分権を進めるに当たっては、地方公共団体が事務事業を自主的・自立的に執行できるよう、事務配分に 応じた地方税財源を安定的に確保していくものとする。 (第2地方分権の推進に関する基本方針3地方公共団体の財政基盤の整備)
地方税	※ 地方税については、地方における歳出規模と地方税収入とのかい離をできるだけ縮小するという方向で、課 税自主権を尊重しつつ、充実・確保を図っていくものとする。 (第2地方分権の推進に関する基本方針3地方公共団体の財政基盤の整備)
国庫補助負担金等	※ 補助金等については、事務事業の内容等を勘案し、地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているも のや人件費補助に係る補助金、交付金等については一般財源化等を進めるとともに、国と地方公共団体との役 割分担の見直しに併せて、真に必要なものに限定していくなどにより、より一層の整理合理化を進めることとする。 その際には、個々の補助金等の性格等を踏まえ、次の点に留意していくものとする。 ① 奨励的補助金等については、基本的に縮減を図っていくこととし、零細補助金については、零細補助基準の 一層の引き上げ等により整理を進める。 ② 国が一定の行政水準を確保することに責任を持つべき分野について負担する経常的な国庫負担金等につ いては、国と地方との役割分担の見直しに併せて、今後とも国が義務的に負担すべき分野に限定していくもの とする。 ③ 公共事業等に対する国庫負担金等については、その対象を、例えば全国的あるいは広域的なプロジェクト 等の根幹的な事業を始め基本的なものに限定するなど、投資の重点化を図る。 ④ 補助金等の一般財源化に当たっては、所要の地方一般財源を確保する。 (第2地方分権の推進に関する基本方針3地方公共団体の財政基盤の整備)
地方交付税	※ 地方交付税については、地域の実情に即した自主的・主体的財政運営を行えるよう、その総額の安定的確保 を図るとともに、算定方式を地方公共団体の財政需要を的確に反映させることのできるものとするなど、その財政 調整機能の充実を図っていくものとする。 (第2地方分権の推進に関する基本方針3地方公共団体の財政基盤の整備)
地方債	※ 地方債許可制度については、その制度の弾力化・簡素化を図るとともに、地方債市場の整備・育成や外債等 資金調達方法の多様化など地方債発行の条件整備を図っていくものとする。 (第2地方分権の推進に関する基本方針3地方公共団体の財政基盤の整備)

地方分権推進委員会中間報告(H8.3.29)	
総論	<p>※ 真の地方分権を進めていくためには、国と地方の役割分担の見直し、機関委任事務制度の廃止に向けた抜本的な改革、地方への権限移譲、国の関与・必置規制の整理合理化を進めるとともに、地方公共団体の自主的・自立的な行政運営が財政面でも可能となるよう、国と地方の役割分担に応じて自主財源である地方税を、課税自主権を尊重しつつ、充実確保し、併せて、地方交付税の所要額を確保し、地方税財源の充実を図っていくことが必要である。</p> <p>(第2章国と地方の新しい関係Ⅶ国庫補助負担金と税財源4地方分権と地方税財源の充実確保)</p>
地方税	<p>※ 地方税については、基本的に、地方における歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図っていくべきである。その際には、できるだけ税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築に配慮すべきである。</p> <p>(第2章国と地方の新しい関係Ⅶ国庫補助負担金と税財源4地方分権と地方税財源の充実確保)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 国庫補助負担金については、関係者の具体的な意見や提案をも聴取しつつ、事務事業の内容等を勘案し、地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助に係る補助金、交付金等については、一般財源化を進めるとともに、国と地方公共団体との役割分担の見直しに併せて、真に必要なものに限定していくなどにより、積極的に整理合理化を進めることとする。その際には、個々の国庫補助負担金ごとにその性格を明確にするとともに、その性格に応じ、概ね次の点に留意して、整理合理化を推進するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 奨励的補助金等については、特に緊要度が高いものを除き、基本的に縮減するものとする。 ② 国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金(1(1)②)については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直すことが必要であり、社会経済情勢などの変化をも踏まえ、その対象を生活保護や義務教育などの真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していくものとする。 ③ 総合的に樹立された計画に従って実施されるべき建設事業に係わる国庫負担金(1(1)③)については、その対象を全国的なプロジェクトなど広域的効果を持つ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図る。 ④ 国庫補助負担金の一般財源化に当たっては、必要な地方一般財源を確保する。 <p>(第2章国と地方の新しい関係Ⅶ国庫補助負担金と税財源2国庫補助負担金の整理合理化)</p> <p>※ 国と地方の経費負担区分については、地方財政法は、固有事務、団体委任事務、機関委任事務といった当該事務の性格にかかわらず、地方公共団体が実施主体となる事務・事業の費用は地方公共団体が全額負担することを基本としている。</p> <p>ただし、次のような観点から、地方公共団体の行う事務について、国が経費の全額又は一部を負担又は補助することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専ら国の利害に関係のあるもの(国庫委託金(地方財政法10条の4))、 ○ 国と地方の双方に利害関係があり、国が進んで費用を負担する必要があるもの、 ○ (国庫負担金(地方財政法10条))総合的に樹立された計画に従って実施されるべき建設事業(国庫負担金(地方財政法10条の2))、 ○ 災害救助・復旧事業(国庫負担金(地方財政法10条の3))、 ○ 事業の実施又は地方公共団体の財政上特に必要があると国が認めるもの(奨励的補助金・財政援助的補助金(地方財政法16条)) <p>(第2章国と地方の新しい関係Ⅶ国庫補助負担金と税財源1国と地方の財政関係の現状と見直しの方向)</p>
地方交付税	<p>※ 分権型社会を支えていくためには、地方公共団体間の財政力の格差を是正するとともに、地方公共団体に一定水準以上の行政の計画的運営を保障するという地方交付税の財政調整機能が極めて重要であることにかんがみ、今後とも、その総額の安定的確保を図る必要がある。</p> <p>また、地方交付税制度の運用のあり方については、地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、見直し検討する必要がある。</p> <p>(第2章国と地方の新しい関係Ⅶ国庫補助負担金と税財源4地方分権と地方税財源の充実確保)</p>
地方債	<p>※ 地方債許可制度及びその運用のあり方については、地方債の円滑な発行を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、見直し検討する必要がある。なお、その際、地方債の良好な発行条件等を確保していくため、優良な地方債資金の充実、地方債市場の整備育成、外債等資金調達先の多様化等を図っていくべきである。</p> <p>(第2章国と地方の新しい関係Ⅶ国庫補助負担金と税財源4地方分権と地方税財源の充実確保)</p>

	第二次勧告(H9.7.8地方分権推進委員会)
総論	<p>※ 国と地方公共団体の財政関係の見直しに当たっては、地方行政の自主的な運営の確保、行政責任の明確化等の観点から、地方公共団体の担う事務に要する経費については当該地方公共団体が全額を負担するという原則を堅持することとする。※また、地方公共団体の担う事務について、国は経費の全部又は一部を負担又は補助する場合、国庫委託金、国庫負担金及び国庫補助金に区分されるが、その中で国庫負担金と国庫補助金の区分を明確にすることが特に重要と考えられる。 (第4章国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保Ⅰ国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向と国と地方の経費負担のあり方Ⅰ－Ⅱ国と地方の経費負担のあり方)</p>
地方税	<p>※ 地方税の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実強化を図っていくべき 国と地方の役割分担を踏まえつつ、中長期的に国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図っていく必要 この場合、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討 <p>※ 法定外普通税の許可制度を廃止→合意を要する事前協議制へ</p> <p>※ 法定外目的税の創設→合意を要する事前協議制が前提</p> <p>※ 個人市町村民税に係る制限税率の廃止 (第二次勧告の概要)</p>
国庫補助負担金等	<p><国庫補助金></p> <p>※ 地方財政法16条に基づく国庫補助金については、次に掲げるものを除き、原則として廃止・縮減を図っていくこととする。-国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの・災害による臨時巨額の財政負担に対するもの・いったん国において徴収し地方公共団体に交付する形式をとっているが、地方公共団体の事務に付随する収入で地方財源の性格を有するもの(例:交通安全対策特別交付金)</p> <p>※ 国庫補助金のうち、補助率(公的な負担部分についての国の補助割合をいう。)が低いもの(3分の1未満)又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行うこととする。なお、定額補助金についても、実効補助率によりこの基準を適用する。</p> <p>※ 零細な補助金については、原則として廃止又は一般財源化することとする。なお、零細補助金の基準及び補助金ごとの採択基準については、補助効果とコストとの関係に留意し、その引き上げを図る。</p> <p>※ 新規の国庫補助金の設定は厳に抑制し、やむを得ず新設する場合には、廃止した補助金額及び件数の範囲内とするスクラップ・アンド・ビルド原則を徹底する。</p> <p>※ 負担金としての性格をもつ国庫補助金については、法律改正を行い、地方財政法10条、10条の2又は10条の3に位置づけるとともに、地方財政法11条(国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定)により、経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合を法律又は政令で定めることとする。</p> <p><経常的国庫負担金></p> <p>※ 国が一定水準を確保することに責任をもつべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等とあわせて見直すことが必要であり、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を生活保護や義務教育等の真に国が義務的に負担をおこなうべきと考えられる分野に限定していくこととする。なお、経常的国庫負担金については、その負担割合に応じ、毎年度国が確実に負担することとする。</p> <p><建設事業等に係る国庫負担金></p> <p>※ 総合的に樹立された計画に従って実施されるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずその対象を国家的なプロジェクト等広域的効果をもつ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については、類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引き上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていくこととする。 この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減することとする。なお、建設事業に係る国庫負担金についても、その負担割合に応じ、毎年度国が確実に負担することとする。</p> <p><災害関係の国庫負担金></p> <p>※ 現在、地方財政法16条の国庫補助金とされている災害関係の国庫補助金のうち、国庫負担金としての性格を有するものについては、地方財政法10条の3に位置づけていくこととする。</p> <p><国庫委託金></p> <p>※ 国庫委託金については、極めて少額であって委託金交付に伴う間接コストが多額のもの等については、そのあり方について検討する。</p> <p><必要な地方一般財源の確保></p> <p>※ 国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合には、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保することとする。 (第4章国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保Ⅱ国庫補助負担金の整理合理化)</p>

地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ※ 地方交付税総額の安定的確保 ※ 地方交付税の算定方法の簡素化等 ※ 地方交付税の算定に用いる補正係数の単位費用化の推進等 ※ 地方交付税の算定方法について地方公共団体が意見を申し出ることができる法制度に ※ 財政再建、行革努力等の促進、市町村合併の支援の観点からの財政需要の算定の検討 ※ 地方債の実償還額等に応じ基準財政需要額に算入する措置等のあり方の見直し (第二次勧告の概要)
地方債	<ul style="list-style-type: none"> ※ 地方債許可制度の廃止→事前協議性へ <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意が整った地方債に係る元利償還金についてのみ、地方財政計画、地方交付税制度等を通じ財源措置 ・ 合意が調った地方債についてのみ、政府資金等公的資金を充当 ※ 赤字・公債負担が一定水準以上の地方公共団体等については、原則、起債禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の場合、起債禁止を解除(許可) ※ 普通税が標準税率未満の地方公共団体についての公共用・公用施設のための起債の禁止を緩和し、上記と同様の仕組みを導入 ※ 財政構造改革期間中における許可制度の維持 ※ 地方債の発行に係る手続きの一層の弾力化、簡素化等 ※ 地方債市場の整備育成、地方債証券の流通性の向上、外債の発行額の確保等資金調達方法の多様化、共同発行の促進等 (第二次勧告の概要)

世界地方自治憲章(H13.6国連特別総会(未採択))	
総論	<p>※ 地方自治体は、自らの業務と責務を実行するため、様々な財源を有しなければならない。地方自治体は、自らの権能の枠組みの中で使用する、自らの、又は自らに移転される適当な財源についての権能を有しなければならない。</p> <p>※ 地方自治体の財源は、業務と責務に対応したものであり、また、財政の持続性と信頼を保障するものでなければならない。国によるすべての業務・責務の移転は、対応する適当な財源を伴うものでなければならない。</p> <p>※ 地方自治体の財源のかなりの割合は、地方税、手数料又は負担金の枠組み(税率階層)又は立法による調整にかかわらず、提供するサービスの費用を賄うため、自ら率を決定する権限を有する地方税、手数料又は負担金によるものでなければならない。 (第9条)</p>
地方税	<p>※ 地方自治体が賦課する権限を有する税、又は割当を保障されている税は、業務と需要に対応したものであり、かつ、地方自治体の担う責任に見合っているよう、十分に一般性、伸張性、柔軟性を備えたものでなければならない。 (第9条)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ できる限り、地方自治体への財源配分は地方自治体の優先事項を尊重し、また、特定の事業を指定することのないようにしなければならない。交付金の支給は、自らの司法権の範囲内で政治的行動の自由を行使する地方自治体の基本的な自由を妨げるものであってはならない。 (第9条)</p>
地方交付税	<p>※ 脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的(国と地方自治体間)、水平的(地方自治体間)又はその両方であると問わず、特に財政調整制度により保護しなければならない。</p> <p>※ 垂直的・水平的な均等化を含む財政調整制度のルールを決める過程への地方自治体の参加を、法律で保障しなければならない。 (第9条)</p>
地方債	<p>※ 設備投資のための借入のため、地方自治体は国内及び国際資本市場を利用できなければならない。 (第9条)</p>

地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)	
総論	<p>※ 地方歳出と地方税収の乖離縮小のためには、歳入・歳出両面の見直しが必要であるが、歳入面に関しては、基本的に歳入の質を第一に考え、歳入面での自由度を増し、地方歳入中に占める一般財源、特に地方税収入の割合を高めることで受益と負担の関係を強化することができる。地方公共団体の施策の実施に必要な財源の相当部分は当該地域からの税収で賄い、財政力の弱い地域には一般的な財政調整制度で対応し、個別事業に係る国庫補助負担金は真に必要なものに限るという方向が、望ましい方向である。</p> <p>※ 歳入面での自由度を増す観点から、地方税収入の割合を高めていくことは、現在の国・地方を通ずる厳しい財政状況等を踏まえた観点に照らしても、必ずしも地方公共団体の歳入の量自体を増やすことを意味するものではない。国・地方を通じた現在の租税負担率に制度的変更を加えない前提で地方税源の充実を行うためには、国から地方への税源移譲により地方税源の充実を図っていく必要があり、その際には、税源移譲額に相当する国庫補助負担金や地方交付税の額を減額するなどにより、歳入中立を原則とすべきであると考え。</p> <p>また、歳入面の見直しと併せて、歳出についても、国の関与の廃止・縮減や法令等による歳出や事務事業の義務付けの見直しを行い歳出の自由度を高めていくことが必要であり、これにより歳入・歳出両面の自由度を併せ増していくことが地方分権の実現にとって不可欠な要素である。</p> <p>(第3章第2次分権改革の始動に向けてⅠ地方税財源充実確保の基本的視点1地方税源充実への取組みに関する基本的方向)</p>
地方税	<p>※ 地方税源充実とは、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくという方向で考えるべきであり、特に税源移譲に伴う地方財源の偏在を抑制するためにも、地域的偏在の少ない地方税体系構築が必要である。※この場合、地方公共団体の自己決定、自己責任の拡充及びその発揮を税財政面において適切に担保していくためには、地方税の中でも特に基幹税目の更なる充実が不可欠である。</p> <p>地方税の基幹税目の充実には当たっては、個々の税目の充実方策を検討することが必要であり、実際にはそれらをどのように組み合わせどのようなタイミングで地方税源の充実を図るのが必要な課題である。(中略)</p> <p>【個人住民税】 個人住民税については、都道府県、市町村にとっての基幹税目として更なる充実を図るべきである。国・地方の個人所得課税のあり方については、国の所得税が所得再配分機能などを担う基幹税であることに留意しつつ、全体としての個人所得課税の税負担に変更を加えないとの前提の下で、税源移譲により、個人住民税の最低税率を引き上げることにより、個人所得課税に占める個人住民税の割合を相当程度高めていくことが望ましい。その際には個人住民税のより比例的な税率構造の構築と課税ベースの拡大により、広く住民が地域社会のコストを負担する仕組みとすべきである。また、均等割の水準についても、過大な負担とならないよう配慮しつつ、見直しを図る必要がある。</p> <p>【地方消費税】 地方消費税については、今後の消費税のあり方の議論の中で、福祉をはじめとする幅広い財政需要を賄う税として、その位置づけを高め、その充実を基本に検討することが適当である。この場合、地方交付税原資として組み入れられている消費税の一定部分を地方消費税に組み替えることも検討すべきである。</p> <p>【固定資産税】 固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する一般的な受益関係に着目して課税されるものであり、応益性という地方税の基本的性格を具現したものであるとともに、市町村財政を支える基幹税目であり、引き続きその安定的確保に努めていくべきである。</p> <p>【法人事業税】 (中略)外形標準課税の早期導入を図るべきである。【個別間接税】たばこ税などの個別間接税については、偏在が少なく地方税になじむ税源であり、国税からの税源移譲を含め、その充実を図るべきである。 (第3章第2次分権改革の始動に向けてⅡ地方税源の充実策1地方税充実確保の方向)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 国庫補助負担金は真に必要なものに限定し、それ以外のものは廃止することを原則とした上で、引き続き当該事務事業の実施が必要な場合には、所要の財源を地方一般財源に振り替えていくべきである。そのうち国庫補助金については、第2次勧告等に沿って整理合理化を行うべきである。</p> <p>国庫負担金については、国と地方の役割分担を整理する中で、対象となる分野の限定、あるいは事業の重点化を図っていく必要があり、大幅な整理も視野に入れるべきである。国庫補助負担金の内容の改善として、包括交付金、統合補助金の大幅拡充などについても広く検討すべきである。</p> <p>(第3章第2次分権改革の始動に向けてⅣ地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革3国庫補助負担金の改革の方向)</p>

地方交付税	<p>※ 税源移譲により歳入中立の前提の下での地方税の充実に伴い、地方交付税の総額は減少することが見込まれるが、地域間の税源の偏在により、財政力の格差が拡大する可能性があることから、財政力の格差を是正するという地方交付税制度の役割は依然として重要であると考えられる。</p> <p>※ これまで地方交付税は、国で定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこで生活しても享受できるようにし、その結果として地域社会の存立基盤を守ってきた。その一方で、行政サービスと自己負担の間の緊張関係が損なわれ、地方歳出の拡大を招いているのではないかと指摘がなされ、地方交付税を大きく縮小すべき、あるいは現行の地方交付税制度による財政調整は手厚すぎるものとなっているので、人口一人当たりの税率格差の是正のレベルに留めるべきではないかと指摘が行われている。これらの指摘に関しては、地方交付税の主要な機能は、国が法令や予算により定めた政策を財源的に担保することであり、この財政需要は必ずしも人口比例ではない以上、一人当たりの税率格差是正では不十分であるという問題がある。このため、地方交付税の総量の縮小や配分基準の簡素化の議論は、法令による歳出や事務事業の義務付け、補助負担金等による国の関与の廃止・縮小と一体として検討していかなければならない。</p> <p>※ このような観点を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応して、地方交付税の算定については、次のような見直しが必要であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国による歳出や事務事業の義務付けの廃止・緩和を進めるとともに、地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、基準財政需要額の算定方式のあり方の検討を行い、その一層の簡素化等の見直しを図るべきである。 ・ 事業費補正による算定については、対象となる事業の範囲を見直し、特に必要なものに重点化していくべきである。 ・ 行政運営の効率化・合理化の要請を的確に反映するよう見直しを図るべきである。 ・ 地方の課税努力、漸減涵養努力、独自税源充実の自助努力を更に促すような仕組みの検討を行うべきである。 <p>※ また、地方交付税について、国の一般会計を通すことなく、国税収納整理資金から地方交付税特別会計に繰り入れる措置については、国の一般会計において主要税目の状況を一覧性ある形で示す必要がある等の観点から問題があるとの意見もあるが、地方の固有財源としての地方交付税の性格を明確化するために、この際検討を行うべきである。</p> <p>(第3章第2次分権改革の始動に向けてIV地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革 3地方交付税の改革の方向)</p>
地方債	<p>※ 地方税源の充実確保によるこれからの税財政面での地方の自己決定権の拡充に伴い、地方公共団体が資金を安定的・円滑に調達できるよう、地方債の協働発行機関の重要性が増していくものと考えられるので、その問題についての検討が今後必要であると考えられる。</p> <p>(第3章第2次分権改革の始動に向けてIV地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革 4地方債資金の円滑な調達)</p>

	<p>経済財政諮問会議「基本方針」(H13.6.21)</p>
総論	<p>※ 「行政サービスの権限を住民に近い場に」を基本原則として、国庫補助負担金を整理・合理化するとともに、国の地方に対する関与の縮小に応じて、地方交付税制度を見直す。特定の事業について、地域の負担意識を薄める仕組みを縮小するなど、制度の簡素化を行う。また、地方行財政の効率化などを前提に、地方税の充実確保により、社会資本整備・社会保障サービス等を行う主体として地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形にすることが必要である。</p> <p>(2. 構造改革のための7つの改革プログラム(6)地方自立・活性化プログラム)</p> <p>※ 「個性ある地域の発展」「知恵と工夫の競争による活性化」</p> <p>※ 「自助と自律の精神」 (第4章個性ある地方の競争2. 個性と自律)</p>
地方税	<p>※ 自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に (第4章個性ある地方の競争5. 地方財政にかかる制度の抜本改革)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 国庫補助負担金を、全国的・広域的に便益が及ぶものや、国が国民に最低限保障すべき行政サービス水準の維持達成など国の負担が特に必要なものに限定 (第4章個性ある地方の競争4. 地方の自律的判断の確立)</p>
地方交付税	<p>※ 地方交付税を客観的基準で調整する簡素な仕組みに (第4章個性ある地方の競争5. 地方財政にかかる制度の抜本改革)</p>
地方債	<p>※ 特定の事業について、地方債の発行を許可してその償還費を後年後交付税措置する仕組み等は、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的に行っていこうという意欲を損なっている面がある。 (第2章新世紀型の社会資本整備3. 事業主体としての国と地方)</p>

	<p>経済財政諮問会議「基本方針一第2弾」(H14.6.21)</p>
総論	<p>※ 国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源移譲のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこにいたる具体的な改革工程を含む改革案を、今後1年以内を目途にとりまとめる。 (第4部歳出の主要分野における構造改革3. 国と地方)</p>
地方税	<p>※ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査のうえ、地方の自主財源として移譲する。 (第4部歳出の主要分野における構造改革3. 国と地方)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 国庫補助・負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任をもって検討し、年内を目途に結論をだす。 (第4部歳出の主要分野における構造改革1. 社会資本整備のあり方について(1)国から地方へ、官から民へ)</p>
地方交付税	<p>※ 地方交付税の事業費補正については14年度から見直しを実施されるが、引き続き行っていく。 (第4部歳出の主要分野における構造改革1. 社会資本整備のあり方について(1)国から地方へ、官から民へ)</p> <p>※ 交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間内に縮小していく。 (第4部歳出の主要分野における構造改革3. 国と地方)</p>
地方債	

<p>総論</p>	<p>三位一体の改革についての意見(ポイント)(H15.6.6地方分権改革推進会議)</p> <p>※ 地方の歳出・歳入両面での国による関与を縮減し、住民が行政サービスの受益と負担の関係を選択することが可能な地方財政制度の構築が改革の目標。</p> <p>※ 地方公共団体における受益と負担の関係の明確化、地方歳出と地方税収の乖離のできる限りの縮小、国と地方の財政責任の明確化が必要。</p> <p>※ 地方公共団体の自立性の向上、国及び地方公共団体の財政の持続可能性の向上、地方公共団体間の格差への配慮が、改革の基本的方向。 (Ⅱ三位一体の改革の基本的考え方)</p>
<p>地方税</p>	<p><基本的考え方></p> <p>※ 地方税制の自立と地方公共団体における受益と負担の関係の明確化を実現するうえで、その中核をなすもの。</p> <p>※ 地方公共団体は、配分された税源の下で必要となる税収を住民に向き合って確保することが求められる前提に立ち、税源移譲を含む税源配分の見直しに当たっては、個人住民税を重視しその充実を図るとともに、課税自主権が活用されやすい制度改革が検討されるべき。</p> <p><国庫補助負担金の廃止と税源移譲></p> <p>※ 廃止される国庫補助負担金の対象事業で、引き続き地方公共団体が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方に税源移譲することが必要。</p> <p>※ 国庫補助負担金の廃止・縮減と具体的な税源配分の見直しのタイミングがずれる場合には、経過的な財源措置が必要。</p> <p><地方分権改革の観点からの税源配分の見直し></p> <p>※ 地方の基幹税たる個人住民税の応益性を徹底し広く負担を分かち合うとの観点から、均等割の課税対象の拡大とその税額の引き上げ、所得割の諸控除の見直しと課税ベースの拡大、税率のフラット化とそれに伴う所得税との調整を行うべき。地方消費税については、精算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして、今後とも大きな役割を果たすことを期待。</p> <p>※ 地方公共団体が、自らの責任において実際に地方税の増減税が可能となるよう、それを妨げている制度の見直しなど課税自主権が活用されやすい制度改革が検討されるべき。 (Ⅲ三位一体の改革の具体的内容3税源移譲を含む税源配分の見直し)</p>
<p>国庫補助負担金等</p>	<p><基本的考え方></p> <p>※ 国の関与を廃止・縮減し、地方公共団体の裁量を拡大するとともに、国と地方を通じたスリム化を実現。</p> <p><国庫補助負担金の廃止・縮減></p> <p>※ 廃止される国庫補助負担金の対象事業で、引き続き地方公共団体が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方に税源移譲することが必要。</p> <p><国庫補助負担金の交付金化・統合補助金化></p> <p>※ 残存する国庫補助負担金については、その交付金化・統合補助金化を推進。 (Ⅲ三位一体の改革の具体的内容1国庫補助負担金)</p>
<p>地方交付税</p>	<p><基本的考え方></p> <p>※ 基本方針2002に示された地方交付税改革の方向性(9割以上が交付団体の状況の大胆な是正、財源保障機能全般について見直し縮小していく、財政力格差是正の在り方を検討、地方の財源不足の早期解消と財源保障への依存体質からの脱却)と整合性を確保し、将来にわたり持続可能な財政調整制度を構築。</p> <p><当面の改革></p> <p>※ 地方歳出の徹底的な見直しを行い、地方財政計画の規模の縮減を図り、地方交付税の総額を抑制。</p> <p>※ 地方交付税の仕組みについても、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促進するため、留保財源の引き上げ、算定の簡素化、事業費補正・段階補正の見直しを実施。</p> <p><中長期的な改革の方向></p> <p>※ 国の法令による義務付けや国庫補助負担金による関与の廃止・縮減の状況も勘案しつつ、国が地方の歳出を規定してそれを保障するという側面を極力少なくするとともに、税源移譲を含む税源配分の見直し等により地方税の充実が進むことを踏まえ、地方公共団体間の財政力格差を調整する機能を強く全面に出す方向で検討。</p> <p>※ 地方交付税改革の議論を深めるためには、地方交付税の法定率分と法定率以外の部分を明確に区分するなど、国民にもわかりやすい形で議論することが必要。</p> <p>※ 法定率分は、客観的、透明な方法で配分することにより、原則として水平的な財政調整のための財源と位置づけ。</p> <p>※ 法定率以外の部分は、国による政策的な経費配分であることを明確化し、毎年の予算編成過程において内閣総理大臣の主導の下その取り扱いを検討</p> <p><水平的財政調整制度></p> <p>※ 地方分権改革がさらに進展した後の財政調整制度の将来像として、地方公共団体間の水平的財政調整制度があり、今後の地方行政体制の見直しも視野に入れ、国の関与の廃止・縮減の状況も見極めつつ、地方共同税(仮称)も含め専門的な検討が進められることを期待。 (Ⅲ三位一体の改革の具体的内容2地方交付税)</p>
<p>地方債</p>	<p>※ 市場公募の促進、発行条件の決定方式の見直しを進めるとともに、地方債の市場が適切に評価するため会計制度の整備が必要。</p> <p>※ 新発地方債の元利償還に対する交付税措置は、合併特例債等の真にやむを得ないものを除き廃止・縮減の方向で検討すべき。</p> <p>※ 地方公共団体による償還計画の適切な管理が重要。また、事前協議制への移行に伴い、地方債の償還に係るセーフティ・ネットの有効性を検証し、必要があれば在り方を見直すべき。 (Ⅲ三位一体の改革の具体的内容4地方債・その他)</p>

総論	<p>経済財政諮問会議「基本方針2003」(H15.6.26)</p> <p>※ 「官から民」「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた、自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により、地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。</p> <p>※ 「効率的で小さな政府」 (第2部構造改革への具体的な取り組み6.「国と地方の改革」)</p>
地方税	<p>※ 地方の一般財源の割合の引き上げ</p> <p>※ 地方税の充実、交付税への依存の引き下げ</p> <p>※ 税源移譲は基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。</p> <p>※ 個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ、8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については、徹底的な効率化を図った上で、その所要の全額を移譲する。</p> <p>※ 課税自主権の拡大を図る。 (第2部構造改革への具体的な取り組み6.「国と地方の改革」)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 「改革と展望の期間」において、(中略)概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。 (第2部構造改革への具体的な取り組み6.「国と地方の改革」)</p> <p>※ 国庫補助金の廃止・縮減①国庫補助金については、原則として廃止・縮減を図っていく。②国庫補助金のうち、補助率が低いもの(3分の1未満)又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行う。</p> <p>※ 国庫負担金の廃止・縮減 (別紙2国庫補助負担金等整理合理化方針)</p>
地方交付税	<p>※ 財源保障機能についてはその全般を見直し、(中略)早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立をめざす。</p> <p>※ 地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。</p> <p>※ 算定方法の簡素化及び段階補正の見直しをさらに進める。</p> <p>※ 基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格におうじて見直す。</p> <p>※ 不交付団体の人口の割合を大幅に高めていく。 (第2部構造改革への具体的な取り組み6.「国と地方の改革」)</p>
地方債	<p>※ 地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。 (第2部構造改革への具体的な取り組み6.「国と地方の改革」)</p>

	<p>経済財政諮問会議「基本方針2004」(H16.6.3)</p>
総論	<p>※ 基本方針2003に掲げられた基本的な方針にそって、三位一体改革に関する政府・与党協議会の合意(H15/12)を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進。</p> <p>※ 三位一体改革の全体像を16年秋までに明らかにし、年内に決定。</p> <p>※ 17年度および18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容および交付金改革の方向性を一体的に盛り込む。 (第1部「重点強化期間の主な改革」1.「官から民へ」「国から地方へ」の徹底)</p>
地方税	<p>※ 税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す。</p> <p>※ 平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施。個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討。 (第1部「重点強化期間の主な改革」1.「官から民へ」「国から地方へ」の徹底)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 地方公共団体に国庫補助負担金改革の具体案をとりまとめるように要請し、これをふまえて検討する。 (第1部「重点強化期間の主な改革」1.「官から民へ」「国から地方へ」の徹底)</p>
地方交付税	<p>※ 地方団体の改革意欲をそがないよう、国の歳出見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。 (第1部「重点強化期間の主な改革」1.「官から民へ」「国から地方へ」の徹底)</p>
地方債	<p>※ 三位一体の改革と整合性をとり、地方の自立と責任を拡大する観点をつまみつつ、平成18年度に予定されている地方債発行の協議制移行までに、地方公共団体における公的債務管理の充実を図るため、一層の情報開示を進めるとともに、適切な管理のあり方を検討する。 (第1部「重点強化期間の主な改革」2. 官の改革の強化)</p>

	<p>経済財政諮問会議「基本方針2005」(H17.6.21)</p>
総論	<p>※ 平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。(中略)国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。</p> <p>※ 地方財政の予見可能性を向上させ、地方公共団体が経営努力を発揮できるよう、「中期地方財政ビジョン」を策定する。 (第2章「小さくて効率的な政府」のための3つの変革)2. 「仕事の流れを変える」(1)国から地方への変革)</p>
地方税	<p>※ 税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す。</p> <p>※ 平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする。 (第2章「小さくて効率的な政府」のための3つの変革)2. 「仕事の流れを変える」(1)国から地方への変革)</p>
国庫補助負担金等	<p>※ 国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。このため、残された課題については17年秋までに結論を得る。 (第2章「小さくて効率的な政府」のための3つの変革)2. 「仕事の流れを変える」(1)国から地方への変革)</p>
地方交付税	<p>※ 累次の基本方針に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制</p> <p>※ 交付税の算定方法の、簡素化、透明化つとめる。</p> <p>※ 地方財政の決算状況を早期に開示(中略)このような取り組みを進める中で、地方財政計画の計画と決算の乖離の是正を図り、重点強化期間内に解消の目途をつけるよう努める。このため、おおむね今後1年以内を目途に、経済財政諮問会議において、解消に向けての選択、方法等について、議論し、整理する。</p> <p>※ 不交付団体の人口の割合を大幅に高めていく。 (第2章「小さくて効率的な政府」のための3つの変革)2. 「仕事の流れを変える」(1)国から地方への変革)</p>
地方債	<p>※ 平成18年度から実施する地方債の協議発行の円滑な移行を図り、地方債の信用維持のため財政状況の悪化している地方公共団体に対して早期是正のための措置を講じつつ、地方の自主性・自己責任の強化を図る。 (第2章「小さくて効率的な政府」のための3つの変革)2. 「仕事の流れを変える」(1)国から地方への変革)</p>

	平成18年度予算の編成等に関する建議(H17.11.21財政制度等審議会)
総論	※ 政府においては、「地方にできることは地方に」との方針の下、18年度までに、4兆円程度の補助金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの三位一体の改革を実現することとしている。このような国と地方の行財政のあり方の改革は、「小さくて効率的な政府の実現」につながるものでなければならない。 (Ⅱ各論2国と地方 前文)
地方税	
国庫補助負担金等	<p>※ 補助金改革に当たっては、地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につなげていくべきである。こうした観点から、個々の事業内容ごとに見直しを行い、納税者の視点から、行政の担うべきサービスの範囲・水準を見直し、スリム化の改革を推進することが重要である。</p> <p>※ 税源移譲に結びつく改革については、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で真に引き続き地方が主体となって実施する必要があるものに限り行うべきである。</p> <p>※ 補助金等の交付金化については、「基本方針2005」に従い、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大するという改革の趣旨に沿ったものとなるよう、交付金の仕組みや各省における執行のあり方等について、地方の意見も参考にしつつ、必要な改善に努めることが必要である。</p> <p>※ 建設国債を財源とする公共投資関係の補助金については、国・地方を通じたスリム化が求められている、そもそも事業を廃止しても地方に移譲すべき税源がない、便益が及ぶ将来世代も含めた費用負担とすべきであり、現に地方も起債で対応している、等の理由から、税源移譲の対象とすることは不適當である。 (Ⅱ各論2国と地方(2)地方向け補助金等)</p>
地方交付税	<p>※ 国に対する財政的依存によるモラルハザードの弊害を招いている地方交付税についても、従来の国が地方の収支尻の面倒をみるといういわゆる「財源保障型」の制度を抜本的に見直し、簡素で透明な算定方式による地方公共団体間の財政調整に限定し、それぞれの団体の自己責任と自助努力を基本とするいわゆる「自立支援型」の制度に切り替えていく必要がある。 (Ⅱ各論2国と地方 前文)</p> <p>※ 地方交付税制度における財源保障範囲の縮小や課税自主権の活用などの地方公共団体の自主努力の促進を図るとともに、地方財政計画の規模の抑制による不交付団体の数の増加、地方交付税の配分について、透明性の高い簡素な算定方法に改めるなどの改革を進めていく必要がある。 さらに、地方交付税について、各地方公共団体間の財政調整機能を存置しつつ、地方財政計画を通じて地方の歳入・歳出の「差額」を補てんするという財源保障機能を廃止していくべきである。 (Ⅱ各論2国と地方(1)地方財政ウ中期的な地方財政の改革に向けて)</p>
地方債	

	平成18年度の地方財政についての意見(H17.12.12地方財政審議会)
総論	※ 今後においても、今回の改革をかえりみ、地方分権改革を進め、地方の自主性・自立性を高める観点から国庫補助負担金制度を見直すとともに、地方公共団体が自らの創意工夫と責任で政策を選択できるような地方税中心の歳入体系を構築することを目指して、さらなる地方税財政制度改革に取り組み必要がある。 (第一地方財政の主要な課題1地方税財政制度改革(1)地方税財政制度改革の一層の推進)
地方税	※ 引き続き国・地方を通じた徹底した歳出の削減をまず図るべきであり、加えて地方税の充実確保を目指した取組を行うべきである。その際には、まず、地方歳出に占める地方税の割合をさらに高めていく必要がある。当面、この割合が5割以上となることを目標として、諸外国に比べて国民の税負担が低い水準にとどまっている消費課税や個人所得課税を中心にさらなる地方税の充実を図っていくべきである。とりわけ税源偏在の縮小にさらに積極的に取り組む必要があることから、地方消費税などの偏在性の低い地方税の充実を図ることが重要と考える。 (第一地方財政の主要な課題2地方財政の健全化・効率化に向けた取組(2)地方税源の充実)
国庫補助負担金等	※ 11月30日の政府・与党合意において税源移譲の対象とされた事務事業については、併せて国の関与・規制の見直しを行い、地方の裁量度を高め、自主性を拡大する措置を講じるべきである。(中略)また、国直轄事業負担金については、その内容等の明確化を図り、地方公共団体の理解の下に事業を実施できるよう、制度の見直しを図るべきである。 (第二平成18年度の地方財政について1平成18年度の地方財政対策等(4)国庫補助負担金)
地方交付税	※ 今後の地方交付税の改革に当たっては、地域間の税源が偏在している中で、国民生活を支える基本的な行政サービスの多くを地方公共団体が提供する仕組みが採られていることにかんがみ、地方交付税制度の基本的機能である財源保障機能と財源調整機能を堅持しなければならない。 このことを踏まえ、以下のような取組を進めるべきである。 ① 中期地方財政ビジョンの策定(中略) ② 決算乖離の是正(中略) ③ 不交付団体の増加(中略) ④ 経営努力に応じた算定(中略) (第一地方財政の主要な課題1地方税財政制度改革(2)地方交付税改革の推進) ※ 地方交付税の算定方法については、一層の簡素化・透明化に取り組むとともに、(中略)三位一体の改革による税源移譲に伴い財政力格差が拡大しないよう、税源移譲に伴う増収分は、引き続き基準財政収入額に100%算入するべきである。 (第二平成18年度の地方財政について1平成18年度の地方財政対策等(3)地方交付税)
地方債	※ 協議制への移行に当たっては、地方分権一括法に定められた基本的枠組みを踏まえ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等に留意するべき。(中略)自己責任強化の観点から、(中略)市場からの資金調達を一層推進するべき (第二平成18年度の地方財政について1平成18年度の地方財政対策等(4)国庫補助負担金)

